

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2020 年 6 月 16 日	
三重県知事 殿	
提出者	
住所	〒514-0004 津市栄町1丁目960番地
氏名	三重県厚生農業協同組合連合会 代表理事 理事長 庄山 隆裕
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	059-229-9191
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	三重県厚生農業協同組合連合会 鈴鹿中央総合病院
事業場の所在地	鈴鹿市安塚町山之花1275-53番地
計画期間	2020年4月1日から2021年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	P83 医療、福祉/ 医療業
② 事業の規模	460床
③ 従業員数	708名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 院内にて廃棄物発生すると、その場で分別し梱包し、日付、所属を記載し地下まで蓋付カートにて運搬。 2. 地下廃棄物保管庫に保管。 3. 地下廃棄物保管室から収集運搬業者に依頼し、マニフェストの交付。一部電子マニフェストによる受付。 4. 三重県内処分業者まで直行し、処分場に搬入する。 5. 搬入された廃棄物を焼却処分する。 6. 焼却灰を焙焼炉にて高温(1000° C) 焼成し無害化され、路盤材等にリサイクルされる。

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

1. 廃棄物管理に関しては全責任を病院長(廃棄物管理責任者)が負うものとする。
2. 院内に於ける廃棄物に関する事項は廃棄物委員会で決定し、企画、立案は特別産業廃棄物管理責任者(特管・中央検査科技師長)が行う。
3. マニフェスト処理など実務、専用保管場所、施設維持、保全を施設・資材課(医療廃棄物処理責任者)が行う。
5. マニフェスト照合は特管が行う。
6. 廃棄物処理、分別方法、ルール等は特管と施設・資材課とが協力して院内職員に伝達していく。

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【 前年度実績 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。
	排出量	
	(これまでに実施した取組)	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 院内マニュアルにより廃棄物の分類を徹底し、廃棄物排出量を抑制</li> <li>2. 内容量を目視で確認し、量が少ない部署は容量が8割までになるよう促す。感染性廃棄物(針捨てボックス)は80Lダンボールにきっちり(8割程度)入るようにし、排出量を減らすよう努めている。</li> <li>3. 院内で発生する廃棄物においては、リサイクルすることを意識し、分別を徹底しています。医療品の選定に医療廃棄物の削減も視野に入れている。</li> <li>4. 院内感染対策チーム委員会のラウンドにて各部署で指導している。これらにより、削減や、分別についての啓蒙を図っている。</li> <li>5. 廃棄時の減容化が容易な製品等の情報収集及び使用を推進している。</li> </ol>		
②計画	【 目標 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。
	排出量	
	(今後実施する予定の取組)	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 廃棄物分別の徹底による、廃棄物排出量の抑制</li> <li>2. 引き続き、容器への廃棄容量が少ない部署について、容量を増やすよう促す。</li> <li>3. 院内で発生する廃棄物においては、分別を引き続き徹底していきます。医療品の選定条件に医療廃棄物の削減を考慮。</li> <li>4. 上記の現状に加えて、各部署責任者と会議を実施し、排出の抑制に対する意識付けを行う。</li> <li>5. 引き続き、廃棄時の減容化が容易な製品等の情報収集及び使用を推進していく。</li> </ol>		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物排出部署には、分別表の設置があり分別の徹底をお願いするとともに、院内職員や外来訪問者に対しても感染性廃棄物に接触しないように配慮し、十分注意していただくよう通達している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 昨年度同様、年度初めの新人職員へのオリエンテーションはもちろん、ICT(感染対策)との協力のもと感染廃棄物に対するガイドラインを遵守しながら、廃棄物の分別を工夫していく。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項		
①現状	【 前年度実績 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組)	
この事項は実施していない。		
②計画	【 目標 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組)	
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項		
①現状	【 前年度実績 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	
(これまでに実施した取組)		
この事項は実施していない。		
②計画	【 目標 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	
(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【 前年度実績 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組)	
この事項は実施していない。		
②計画	【 目標 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組)	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【 前年度実績 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	
	再生利用業者への処理委託量	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。
	認定熱回収業者への処理委託量	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	(これまでに実施した取組)	
毎月業者からのマニフェストなどの照合や電子マニフェストを集計をして年間の廃棄物実数の把握、管理を行い、廃棄物排出事業主としての責任を果たすことを心掛けている。		

②計画	【 目標 】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	
	優良認定処理業者への処理委託量	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。
	再生利用業者への処理委託量	
	認定熱回収業者への処理委託量	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
(今後実施する予定の取組)		
委託業者の管理を資材課とともに徹底していく。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度実績】	
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	163 t
	(今後実施する予定の取組) 電子マニフェスト導入済(電子化100%となった。)	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項のすべてを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。
- 9  欄及び※欄は記入しないこと。

} 記入願います  
 } 記入不要です

廃棄物の種類 項目			ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	合計量 (t)	合計量 PCB除く (t) *	
			引火性 廃油	腐食性廃 酸pH2以下	腐食性 廃アルカリ pH12.5以上	感染性産 業廃棄物	廃PCB等	PCB 汚染物	PCB 処理物	廃水銀等	指定 下水汚泥	有害 鉱さい	廃石綿等	有害 燃え殻	有害 ばいじん	有害廃油	有害汚泥	有害廃酸	有害 廃アルカリ			
特別管理産業 廃棄物の排出 の抑制に関する事項	排出量 ①	前年度実績																		0	0	
		今年度目標	0			154				0											154	
自ら行う 特別管理 産業廃棄物の 再生利用に 関する事項	自ら再生利用を 行う特別管理 産業廃棄物の量 ②+⑧	前年度実績																		0		
		今年度目標	0			0				0											0	
自ら行う特別 管理産業 廃棄物の中間 処理に関する 事項	自ら熱回収を行 う特別管理産業 廃棄物の量 ⑤	前年度実績																		0		
		今年度目標	0			0				0											0	
	自ら中間処理 により減量する 特別管理産業 廃棄物の量⑦	前年度実績																			0	
		今年度目標	0			0				0											0	
自ら行う特別 管理産業 廃棄物の 埋立処分 に関する事項	自ら埋立処分を 行う特別管理 産業廃棄物の量 ③+⑨	前年度実績																		0		
		今年度目標	0			0				0											0	
特別管理産業 廃棄物の処理 の委託に関す る事項	全処理委託量 ⑩	前年度実績																		0		
		今年度目標	0			154				0											154	
	⑩のうち優良 認定処理業者 への処理委託量 ⑪	前年度実績																			0	
		今年度目標	0			154				0											154	
	⑩のうち再生 利用業者への 処理委託量 ⑫	前年度実績																			0	
		今年度目標	0			154				0											154	
	⑩のうち認定 熱回収業者への 処理委託量 ⑬	前年度実績																			0	
		今年度目標	0			0				0											0	
⑩のうち認定 熱回収業以外の 業者への処理 委託量 ⑭	前年度実績																			0		
	今年度目標	0			0				0											0		

(注) 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書(様式第二号の十四)を提出する事業者は、本シートの前年度実績欄への記入は不要です。

(参考) 各項目の白抜き番号は、様式第2号の14 別紙4の項目番号です。

\* PCBとは、上記の オ廃PCB等、カPCB汚染物、キPCB処理物 です。